

奈良県告示第百二十八号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成二十一年七月七日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	住所（所在地）	氏名（名称）	廃止年月日
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二第一項第一号の規定により安全運転管理者等に対する講習を行う場所	橿原市葛本町一五九番地	奈良県安全運転管理者協会	平成二十一年三月三十一日